

私
た
ち
の
将
来
に。
私
た
ち
の
声
を、

国政選挙は
2016.6.19の後に
公示される選挙から

選挙権年齢が18歳以上に。

将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるために引き下げられます。
18歳以上20歳未満の約240万人が新たに投票できるようになります。

※なお、地方選挙等については、上記国政選挙の公示日以後に告示される選挙から適用になります。



全国でシンポジウム・ワークショップを開催!

>>>> 詳しくは、<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>にて参加受付中!



私からのメッセージ
ムービーも見てね。



エクスプロージョン最新作「選挙権の変」▶ WEBで公開中!!



詳しくはホームページで。

18歳選挙権



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

18歳・19歳をはじめとする、 若者の力を社会・政治が必要としています!!

日本は少子高齢化、人口減少社会を迎えています。この状況において、日本の未来を作り担う存在である10代にもより政治に参画してもらいたいと考えています。また、より早く選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を若いうちから持っていただき、主体的に政治に関わる若者が増えて欲しいと思います。



若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性があります。



インターネット選挙運動でできること

18歳以上(有権者)になれば選挙運動ができます。SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

自分で選挙運動
メッセージを
掲示板・ブログなどに
書き込む

選挙運動メッセージ
をSNSなどで広める
(リツイート、シェアなど)

選挙運動の様子を
動画サイトなどに
投稿する。



なお、候補者や政党等以外は電子メールを利用した選挙運動はできません。

また、満18歳未満の者による選挙運動や公示・告示日から投票日前日までの期間以外の選挙運動も禁止されています。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。参考:http://www.soumu.go.jp/main_content/000225177.pdf

進学や就職で引っ越したら、住民票を移しましょう

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職などに伴い、実家を離れる場合等においては引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要です。

もっと知りたい方は <http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>